

議会運営委員会 会議録

日 時 令和4年11月7日（月曜日） 午後3時38分～午後4時07分
場 所 白杵庁舎2階 第4委員会室

出席委員の氏名

委員長 内藤 康弘 副委員長 ~~匹田 郁~~
委 員 芝田 英範 委 員 川辺 隆 委 員 匹田久美子
委 員 広田 精治 ~~委 員 大塚 州章~~

オブザーバー

議 長 梅田 徳男 副議長 戸 匹 映二

欠席委員の氏名

副委員長 匹田 郁 委 員 大塚 州章

説明のため出席した者の職氏名

財務経営課長 荻野 浩一

出席した事務局職員の職氏名

局長 林 昌英 次長 後藤 秀隆 書記 高橋 悠樹 主査 大井智香子

傍聴者

（ な し ）

協議事項

- I. 議案等について
 - II. 会期日程について
 - III. 議事日程について
 - IV. その他
-

午後3時38分 開議

執行部より、臨時会の議案について説明を受ける。

◎財務経営課長（荻野浩一）

（ 補正予算について配付資料に基づき説明 ）

I. 議案等について

II. 会期日程について

III. 議事日程について

◎書記（高橋悠樹）

（配付資料に基づき一括説明）

・予算議案については、コロナ関連の補正予算であり、これまでも委員会に付託した経過から、予算委員会に付託をすることになった。

V. その他

◎書記（高橋悠樹）

（配付資料に基づき説明）

（1）ケーブルテレビ放送について

・コロナ関連の補正予算であり、市民の関心もあることから、臨時会ではあるがケーブルテレビで放送することになった。

（2）議案質疑について

（委員の意見）

・例えば議案によっては、本会議で議案質疑をしたほうが、付託された委員会での審議も深まるというような場合もあると思う。あくまでも自粛であるため。

・質疑に関しては、付託された委員会内で十分な質疑を行うべき。その結果が意にそぐわないので、議場でやるというのであれば、討論を行っていただいたほうが良いと思う。

もちろん、ご自身の主張があるならば、それを拒むことはしない。先例を守らないということであれば、我々のルールを守らないということになる。

・過去に、この申し合わせから外れて、議案質疑をした議員もいた。その方の言い分を聞くと、委員会は市民に放送もされない。だから、自分がどういう主張をしたとか、自分の主張したいことが市民に広く伝わらないから、委員会でやったことをもう一度議場でやる必要があったと言っていた。そういう主義・主張で、あえて議場で議案質疑をするということに関しては、自粛なので止めるというルールではないのではないだろうか。

・誰も止めるとは言っていない、するとも言っていない。皆さんが作って、守ってきた議員のルールである。質疑があるならば、まずは委員会の中で十分に質疑し、議論を尽くしていただき、個人のパフォーマンスの場に、議場を使うべきではないと思う。

・パフォーマンスをしたからではなく、この自粛するという意味を、事務局に説明してほしい。

◎書記（高橋悠樹）

質疑は議員の権利としてある。そして、当議会は円滑な議会運営のため通告制をとっている。自粛とはいえ議員が通告を出して、それが認められるかどうかという点では、先例及び申し合わせと、その通告という権利とのバランスはあるとは思う。なので、それはまた議会運営委員会でどう扱うかということも、一つ考えられると思う。

◎局長（林 昌英）

基本的に質疑については、付託された委員会で十分に質疑ができる。それをあえて本会議の場で言う必要があるかどうか。それは先ほどあったパフォーマンスにも繋がる可能性があるが、会議規則上で質疑を認めないということではない。そこは柔らかく自粛という書き方をしていると思う。

これを作った当時の状況は確認していないが、基本的な考え方としては、やはり所管に委員会付託されているのであれば、そこで十分質疑ができるので、納得いかない、市民にお知らせしないといけないというのであれば、討論でしっかりやっていただければよろしいと思う。

○委員長（内藤康弘）

委員会の中で十分な質疑を行っていただきたいと思う。所管の委員会に付託するので、その時にしっかり議論していただきたいと思う。よろしく願いたい。

（3）コロナウイルス感染症対策について

会派代表者会議の協議内容を踏まえ、下記の通り実施することになった。

- | | |
|---------------|--------------|
| ①マスク着用について | → 手持ちの不織布マスク |
| ②傍聴について | → 議場傍聴のみとする |
| ③報道について | → 制限なし |
| ④換気について | → 適宜実施 |
| ⑤検温及び手指消毒について | → 検温は自宅で実施 |

（4）視察について

・令和5年1月23日（月）～27日（金）の間、1泊2日で実施。視察先など内容は

委員長に一任となった。

午後4時07分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和4年11月10日

白杵市議会

議会運営委員会委員長 内藤康弘